

今後の社会教育委員会活動について

今後も教育委員会からの諮問事項に対して、審議していただくとともに、諮問事項に関連した課題はもとより、その他地域の社会教育に関することに関し、調査・研究していただくことも重要と考えます。

そこで、どんな活動が考えられるかお聞かせ願います。

(例)

- ・ 社会教育に関する講師を招き、研修を行う。
- ・ 社会教育施設で行われている社会教育講座に参加又は視察するとともに、公民館職員等と話し合いを行い、見聞を広めたり、意見を述べる。

参考

○社会教育法

(昭和二十四年六月十日)

(法律第二百七号)

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(昭三四法一五八・平二六法七六・一部改正)